



(号外) 独立行政法人 国立印刷局

〔法 律〕

〔目 次〕

- 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(法律第五六号)(内閣府本別区域法の一部を改正する法律)
- (五六) ○ 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律
- (五七) ○ 国公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律
- (省令) ○ 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府四二)
- 国家戦略特別区域法施行規則及び総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令(同四三)
- (告 示) ○ 地方税法施行規則の一部を改正する省令(総務六一)
- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(財務六九)
- 国家戦略特別区域法施行規則第一条要件の一部を改正する件(同三一九)

本号で公布された法令のあらまし

2 雜則

3 國等の契約の基本方針の作成等

国は、毎年度、國等の契約に關し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本方針を作成し、各省各庁の長等は、毎年度、基本方針に即して、中小企業者の受注の機会の増大を図るために方針を作成することとした。(第四条第一項及び第五条第一項関係)

△ 国家戦略特別区域法の一部改正関係

1 次に掲げる法律の特例及び課税の特例に関する措置について追加することとした。

- 公證人法の特例を定めることとした。(第二条の二関係)
- 学校教育法等の特例を定めることとした。(第二条の二関係)
- 児童福祉法等の特例を定めることとした。(第一二条の二関係)
- 医療法の特例を定めることとした。(第一四条の二関係)
- 水産業協同組合法の特例を定めることとした。(第一六条の二関係)
- 出入国管理及び難民認定法の特例を定めることとした。(第一六条の三及び第一六条の四関係)
- 国家公務員退職手当法の特例を定めることとした。(第一九条の二関係)
- 都市公園法の特例を定めることとした。(第二十一条の二関係)
- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例を定めることとした。(第二〇条の二関係)

2 構造改革特別区域法の一部改正関係

- 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正することとした。(第二八条の三関係)
- この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

3 通訳案内士法の特例を定めることとした。(第十九条の二関係)

4 道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例を定めることとした。(第二八条の三関係)

5 基盤整備機構の行う協力業務

- 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正することとした。(第二八条の三関係)
- この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正関係

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の業務の追加

- 市町村の行う中小企業者の事業活動の支援に關し必要な協力をを行うこととした。(第一五条第二項第四号関係)
- 検査権限の委任

2 主務大臣は、機器等に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することがで

き、内閣総理大臣は、委任された権限を金融庁長官に委任することとした。(第二六条の二第一項及び第三項関係)

3 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正関係

1 地域産業資源活用事業の追加

- この法律における「地域産業資源活用事業」に關し、地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品の生産活動の体験等をその特徴とする役務の開発、提供又は需要の開拓を追加することとした。(第二条第三項第二号関係)

2 地域産業資源活用支援事業の定義

「地域産業資源活用支援事業」とは、地域産業資源活用事業を行つて者に対する支給の需要の動向に関する情報の提供等の支援を行う事業をいうこととした。(第二条第五項関係)

3 基本方針の追加

地域産業資源活用支援事業の内容やその促進に当たつての配慮に関する事項を追加することとした。(第三条第二項第四号関係)

4 地域産業資源の内容の指定に係る関係市町村の長の追加

関係市町村(特別区を含む)の長は、地域産業資源の内容に関し、当該都道府県知事に対し、意見を申し出ることができるることとした。(第四条第二項関係)

5 地域産業資源活用事業計画に記載する事項の追加

地域産業資源活用事業の実施に協力する者がある場合は、当該者の名称等及びその協力の内容を記載しなければならないこととした。(第六条第三項第三号関係)

6 地域産業資源活用支援事業計画の認定等

一般社団法人等は、地域産業資源活用支援事業計画を作成し、主務大臣に提出して、適当である旨の認定を受けることができる」とした。(第八条第一項関係)

7 特例の追加

認定地域産業資源活用支援事業者に対する中小企業信用保険法、食品流通構造改善促進法及び商標法の特例を追加することとした。

8 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域産業資源活用促進業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定地域産業資源活用事業者等に対して必要な資金の貸付けを行う市町村に対し、必要な資金の一部の貸付けの業務等を行うこととした。(第五条関係)

9 国等の施策に関する追加

都道府県及び市町村は、基本方針を勘案し、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めることとした。(第一六条第二項関係)

四 施行期日等

1 この法律の施行に際し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。

2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を越えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

平成二十七年七月十五日

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

法 律

法律第五十六号

(国家戦略特別区域法の一一部改正)

第一条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のようにより改正する。

第二条第二項第一号及び第三項中「第十三条」を「第十二条の二」に改める。

第八条第二項第三号中「第十三条」を「第十二条の二」に改め、同条第九項中「(第二条第二項第一号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。)」を削り、「長は、当該特定事業」の下に「(第二条第二項第一号に掲げるものに限る。)」を加え、「第十三条」を「第十二条の二」に改める。

第十条第一項中「以下この項において同じ。」を「定められた特定事業」に、「及び」を「定められた特定事業及び」に改め、「当該特定事業等」との下に「(第二条第二項第一号に掲げるものに限る。)」とあるのは「第二条第二項第一号に規定する事業を除く」とを加え、「第十三条」を「第十二条の二」に改め、同条第三項中「及び第十三条」を「第十三条」に改め、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項を除く。」の下に「及び第十九条の二第八項から第十項までの規定を、第十二条第五項」の下に「第十九条の二第四項」を加え、同項の表第十九条第一項第三号の項の次に次のように加える。

項目から第十項まで	当該地方公共団体
一の地方公共団体	一の関係地方公共団体

第十一條第一項中「及び第十八条第四項第一号」を「第十八条第四項第一号、第二十条の三及び第二十四条の三第三項第一号」に改める。

第四章中第十三条の前に次の三条を加える。

(公证人法の特例)

第十二条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第一項第一号に規定する特定事業として、公证人役場外定款認証事業(国家戦略特別区域内の場所(公证人法(明治四十一年法律第五十三号)第十八条第一項に規定する役場以外の場所に限る。)において、公证人が会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十条第一項(他の法令において準用する場合を含む。)並びに一般財团法人及び一般財团法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第十三条及び第百五十五条の規定による定款の認証を行う事業をいう。次項及び別表の一の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、公证人は、公证人法第十八条第二項本文の規定にかかわらず、当該区域計画に定められた次項の場所において、当該定款の認証に関する職務を行うことができる。

前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、公证人役場外定款認証事業を実施する場所を定めるものとする。

内閣総理大臣 安倍 須三

認定こども園法第一項 法附則第五条第一項改正	児童福祉法	国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七百七号)第十二条の四第八項において準用する児童福祉法(平成二十九年法律第七号)第十二条の四第八項において準用する
---------------------------	-------	--

9 厚生労働大臣及び関係地方公共団体は、第五項に規定する事業実施区域において、その資格を得た国家戦略特別区域限定保育士が、保育士と連携して、その専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことにより保育の需要に応ずるため、児童福祉法第四十五条第一項の基準の設定その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

10 國家戦略特別区域限定保育士は、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録の日から起算して三年を経過した日(次項において「三年経過日」という。)以後においては、児童福祉法第十八条の六第二号に該当する者とみなす。

11 國家戦略特別区域限定保育士は、三年経過日に、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をした都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者とみなす。この場合において、当該国家戦略特別区域限定保育士に係る第八項において準用する同条第一項の登録は、当該三年経過日に、その効力を失うものとする。

12 認定区域計画に定められた事業実施区域の全部又は一部が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にある場合であつて、当該認定区域計画に第八条第二項第四号に掲げる事項として、当該事業実施区域を管轄する都道府県の知事と当該指定都市の長の合意により期間を定めて当該期間内は当該指定都市(以下この項において「試験実施指定都市」という。)の長が厚生労働省令で定めるところにより國家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められるときは、第六項の規定にかかわらず、当該期間内は、当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行うものとする。この場合において、第五項中「を管轄する都道府県の知事」とあるのは「[試験実施指定都市の長]」と、第八項中「次の」とあるのは「[同法第十八条の八第三項中「都道府県」とあるのは「国家戦略特別区域法第十二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市(以下単に「試験実施指定都市」という。)」と、同法第十八条の九第一項及び第二項、第十八条の十、第十八条の十三から第十八条の十五まで、第十八条の十六第一項、第十八条の十七、第十八条の十八第三項、第十八条の十九並びに第十八条の二十中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同法第十八条の九第三項及び第十八条の十八第二項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」と、前項中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

13 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けている者が認定区域計画に定められた事業実施区域内外に所在する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七条)。以下この項において「認定こども園法」という。)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員となる場合における認定こども園法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。)の規定については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ表の下欄に掲げる字句とする。

14 次に掲げる事由が生じた場合には、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(範則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
 一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(事業実施区域を変更するもの又は第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域限定保育士事業を定めないこととするものに限る)の認定
 二 第十一条第一項の規定による認定区域計画(第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域限定保育士事業を定めたものに限る。)の認定の取消し
 三 第八項において準用する児童福祉法第十八条の二十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 15 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
 16 第八項において準用する児童福祉法第十八条の八第四項又は第十八条の十一第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 17 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十六第一項の規定によるとする報告をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関(第八項において準用する同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
 18 正當な理由がないのに、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十六第一項の規定によるとする報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関(第八項において準用する同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
 19 第七項の規定に違反した者
 二 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十九第二項の規定により国家戦略特別区域限定保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、国家戦略特別区域限定保育士の名称を使用したもの
 第十三条第一項中「別表の一の項」を「別表の一の四の項」に改める。
 第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「[医療法の特例]」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第十四条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業(国家戦略特別区域において、医師又は歯科医師でない理士であつて、医療法人の經營管理について専門的な知識経験を有するもののうちから理事長を選出することにより、医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供することを促進する事業)を認定し、その認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県知事は、当該国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業に係る医療法人から医療法第四十六条の三第一項ただし書の認可の申請があった場合においては、当該申請が医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供するために必要なものとして政令で定める基準に適合すると認めるときは、当該認可をするものとする。

(水産業協同組合法の特例)
 第十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、漁業生産協業化促進事業(国家戦略特別区域において、漁業生産組合(当該国家戦略特別区域内に住所又は事業場を有するものに限る。以下この条において同じ。)の管理、設立及び解散に係る要件を緩和することにより、その組合員の漁業生産についての協業化を促進する事業をいう。別表の二の三の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、漁業生産組合の管理、設立及び解散に係る水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十六条第二項から第四項までの規定の適用については、同条第二項中「第三十四条第一項、第二項」とあるのは「第三十四条第一項」と、第三十四条第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第十項とあるのは「第三十四条第十項」と、同条第三項及び第四項中「七人」とあるのは「三人」とする。

13 特定道路公社が民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法第十条第四項、第十四条、第十五条第四項、第十七条第三項、第二十一条第一項から第三項まで、第二十五条第一項及び第五十二条の規定の適用については、同法第十四条第一項中「第二号、第五号又は第六号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十四条中「料金」とあるのは「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十八条の二第一項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)」と、同法第十五条第四項中「第二号、第四号又は第五号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十七条第三項、第二十四条第一項及び第二項並びに第五十二条中「料金」とあるのは「利用料金」と、同法第二十四条第三項中「この法律の規定により料金を徴収することができる」とあるのは「構造改革特別区域法第二十八条の三第一項の規定により公社管理道路運営権者(同項に規定する公社管理道路運営権者をいう。以下同じ。)に利用料金を收受させること」として「料金の徴収」とあるのは「当該公社管理道路運営権者が利用料金を收受させること」として「料金の徴収」とあるのは「料金の徴収施設」とあるのは「利用料金の徴収施設」と、「料金を徴収される」とあるのは「利用料金を徴収される」と、同法第二十五条第一項中「料金を徴収しよう」とあるのは「公社管理道路運営権者に利用料金を收受させよう」と「その額及び」とあるのは「その」と「当該料金の額又は」とあるのは「当該」とし、同法第十二条第四項の規定は、適用しない。

第三十条第一項中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十七号)」を「民間資金法」に改め、「及び次条」を削る。
別表第九号の次に次のように加える。

九の一 地域限定特別通訳案内士育成等事業 第十九条の二

九の二 別表第十八号の二の次に次のように加える。

十八の三 民間事業者による公社管理道路運営事業 第二十八条の二

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中国戦略特別区域法第八条第九項の改正規定(第十三条)を「第十二条の二」に改める部分を除く)、同法第十条第二項の改正規定(第十三条)を「第十二条の二」に改める部分を除く)及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第二条中構造改革特別区域法第二十八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第三十条第一項の改正規定及び同法別表第十八号の二の次に次のように加える改正規定、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
三 附則第十五条の規定、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第一号)の公布の日又はこの法律の施行の日
のいづれか遅い日
(経過措置)

第一条 この法律の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十二条の三第十一項の表公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の項中「及び義務教育学校並びに」とあるのは、「並びに」とする。

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法(昭和二十一年法律第百六十四号)の一部を次のように改定する。

第十八条の五第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条に次の一号を加える。

五 國家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の四第八項において準用する

十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(通訳案内士法の一部改正)

第四条 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改定する。

第四条第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する

第三十三条第一項の規定により地域限定特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(第四条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九号を削る。

八 構造改革特別区域法(平成二十四年法律第二百十号)を「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)」に、「第二十条第八項及び第四十三条第八項」を「第十九条の二第八項」に改め、「(昭和二十四年法律第二百十号)」を削る。

(第五条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改定する。)

第十七条第五項第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する

別表第一の七の項中「通訳案内士法」の下に「昭和二十四年法律第二百十号」を加え、同表の七の二の項中「総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)」を「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)」に、「第二十条第八項及び第四十三条第八項」を「第十九条の二第八項」に改め、「(昭和二十四年法律第二百十号)」を削る。

(第六条 住民基本台帳法(一部改正))

八 構造改革特別区域法(平成二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改定する。

八 構造改革特別区域法(平成二十四年法律第八十一号)を「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)」に、「第二十条第八項及び第四十三条第八項」を「第十九条の二第八項」に改め、「(昭和二十四年法律第二百十号)」を削る。

(第七条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改定する。)

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する

別表第三の二十一の二の項、別表第四の六の二の項及び別表第五第二十六号の二中「総合特別区域法」を「構造改革特別区域法」に、「第二十条第八項及び第四十三条第八項」を「第十九条の二第八項」に改める。

(第八条 小笠原諸島振興開発特別措置法(一部改正))

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する

別表第五項第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する

別表案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(第十七条第五項第九号を削り、第十号を第九号とする。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する

別表案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(第十三条第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する

別表案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(第十三条第九号を削り、第十号を第九号とする。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

日 次

〔法 律〕

- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(二〇一六)
- 電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令(二〇一六)
- 電気事業法施行令等の一部を改正する政令(二〇一八)
- 電力取引監視等委員会令(二〇一九)
- 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行期日を定める政令(二〇一九)
- 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(二〇一九)
- 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数定める政令(二〇一九)

〔政 令〕

- 全国新幹線鉄道整備法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令(二〇一九)
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令(二〇一九)
- 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(二〇一九)
- 国家戦略特別区域法を定める政令の一部を改正する政令(二〇一四)

〔省 令〕

- 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則(総務七二)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示の一部を改正する告示(国土交通九六二)
- 酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令(国土交通六五)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があるので公表する件(同二九六)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があつたので公表する件(同二九七)
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があつたので公表する件(同二九八)
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同二九九)
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので公表する件(同三〇〇)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示の一部を改正する告示(国土交通九六二)

〔告 示〕

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件(総務二九五)

- 社会資本整備重点計画法施行令の一部を改正する政令(二〇一五)
- 平成二十七年六月一日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びに対し適用すべき措置の指定に関する政令(二〇一六)
- 電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令(二〇一六)
- 電気事業法施行令等の一部を改正する政令(二〇一八)
- 電力取引監視等委員会令(二〇一九)
- 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(二〇一九)
- 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数定める政令(二〇一九)

- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があつたので公表する件(同二九六)
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があつたので公表する件(同二九七)
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同二九九)
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので公表する件(同三〇〇)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示の一部を改正する告示(国土交通九六二)

本号で公布された法令のあらまし

- ◇中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(法律第六一號)(経済産業省)
- 一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正関係
- 1 定義
- (1) 「後継者」とは、旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者(以下「特定受贈者」という)又は当該特定受贈者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者で、当該特例中小企業者の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する代表者であるものをいうこととした。(第三条第三項関係)
- (2) 「推定相続人」とは、相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち、被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外の者をいうこととした。(第三条第四項関係)
- (3) 後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等
- (4) 旧代表者の推定相続人及び後継者は、その全員の合意をもって、書面により、所要の定めができることとした。(第四条第一項関係)

- 2 後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等
- (1) 旧代表者の推定相続人及び後継者は、その全員の合意をもって、書面により、所定の場合に当該後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならないこととした。(第四条第三項関係)
- (2) 旧代表者の推定相続人及び後継者は、(1)の合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、所定の場合に当該後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならないこととした。(第四条第三項関係)
- 3 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等
- (1) 旧代表者の推定相続人及び後継者は、(2)の合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、所定の場合に当該後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならないこととした。(第四条第三項関係)

